

給与支払報告に係る給与所得者異動届出書
特別徴収

事由	退職
記入例番号	10
ケース	6月から12月末の間に退職。本人から翌年5月までの未徴収税額一括徴収希望なし。
異動後の未徴収税額の徴収	普通徴収

第十八号様式 (用紙日本産業規格A4) (第十条関係)

所在地		〒×××-△△△△ 東京都 豊島区 池袋 0-1-2		特別徴収義務者 指定番号	123456	
フリガナ		カブシキガイシャ マルバツショウジ		宛名番号	001	
又は名称		株式会社 ○×商事		担連 当絡 者先	所属	人事課 人事労務係
個人番号 法人番号		1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3		氏名	特徴 花子	
生 日		昭和50年 1月 1日		電話	××-××××-×××× 内線 ()	
個人番号		1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2		異 動 日		異 動 の 事 由
受給者番号		123-456		×× 年 3 月 8 日		
1月1日 現在の住所		東京都豊島区南池袋2丁目45番1号		異 動 の 事 由		異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 法
異動後 住所		□□県○○市△△1-1-1		1. 退職・長期欠 2. 転職・死亡 3. 休職 4. 支払少額・不定期 5. 合併・解散 6. 右から番号を記入 7. その他 事由・理由 空欄で結構です		
特別徴収税額 (年税額)		140,000円		(ア) 特別徴収税額 (年税額)		3 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)
(イ) 徴収済額		35,600円		(イ) 徴収済額		
(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)		104,400円		(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)		

給与支払報告書に記載した事業所内で従業員のかたを管理・特定するための番号を記入。特にない場合は空欄。

課税された年度の1月1日時点での住所地で課税されるため、その住所を記入。転居しても、5月分までの1年分を1月1日の住所地に納めます。

退職後に出国(帰国)される場合は、給与から差し引けなくなる未徴収税額を可能な限り一括徴収してください。徴収できない場合は、個人で納めていただくことになります。出国前に全額納付していただくか、本人の代わりに納税をしていただくために納税管理人の選任が必要になります。→「納税管理人申告書」は区のホームページからダウンロードできます。

8月末で退職した給与所得者の徴収方法を、9月分から普通徴収に変更する場合。

(ア) 特別徴収税額 (年税額)	140,000円 (6月から翌年5月分)
(イ) 徴収済額	35,600円 (6月から8月分)
(ウ) 未徴収税額	104,400円 (9月から翌年5月分)
	↑
	普通徴収税額

【理由の記入が必要なとき】

①異動の事由が「7. その他」の場合

②1月1日から4月30日までの退職の場合
 →未徴収税額があれば、本人の希望にかかわらず一括徴収することが事業所に義務付けられています。一括徴収ができず、本人が納付する普通徴収にしなければならない理由を記入。例) 給与が少ない